

令和元年11月11日  
青梅信用金庫

## 令和元年台風第19号に伴う災害に対する各種お取引に関するお知らせ

この度発生した台風第19号により被災されたみなさまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では台風第19号に伴う被害により災害救助法が適用された各都県市町村内の被災されたみなさまに対しまして、状況に応じ以下のとおり対応させていただきますのでお知らせいたします。

当金庫各支店窓口、または営業担当者までお気軽にご相談・お問い合わせください。

### 被災されたみなさまへの対応

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
2. お届けの印鑑を紛失した場合は、拇印にて対応します。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金、定期積金の期限前払い戻し(中途解約)についてもご相談に応じます。また、当該ご預金を担保とするご融資についてもご相談に応じます。
4. 今回の災害のため、支払期日が経過した手形につきましては、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取り立てができるように努めます。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についてもご事情を考慮のうえ対応を検討させていただきますのでご相談ください。
6. 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えについてのご相談に応じます。
7. 災害の状況、応急資金の必要性に応じて、迅速な融資相談のほか、既存のお借入にかかる返済条件の変更などのご相談に応じます。

以上